令和８年度第１回
立川市文化振興推進委員会
資料４

旧多摩川小学校跡施設の利活用について

１　経緯

旧多摩川小学校は平成 16 年度に南富士見小学校（現新生小学校）との統合により平成 17 年度から廃校となった。平成 19 年度からは「たまがわ・みらいパーク」の運営が開始し、平成 27 年度からは現在のＡ棟を「たちかわ創造舎」、Ｂ棟を「たまがわ・みらいパーク」が活用している。（管理運営はたちかわ創造舎。）

２　現状と課題

（1）Ａ棟（たちかわ創造舎）

令和３年度にたちかわ創造舎と貸付期間５年間の協定を締結し、令和８年３月に協定期間が終了となる。

市が管理運営費補助金を負担し、たちかわ創造舎が施設全体の管理運営及び事業を実施している。

旧若葉小学校跡施設とは活用の形態が異なるため、整合が必要。

（2）Ｂ棟（たまがわ・みらいパーク）

たまがわ・みらいパーク企画運営委員会が事業を実施している。

施設管理に加え、たちかわ創造舎から運営支援を受けて事業を実施している。

３　今後の方向性

Ａ棟については、旧若葉小学校跡施設の活用と整合を図るため、たちかわ創造舎とはこれまでと同様な協定の再締結は行わず、旧若葉小学校と同様に、校庭や体育館等とともに土地を賃貸借及び建物を賃貸借もしくは売却し、活用事業者を公募する。Ｂ棟については「たまがわ・みらいパーク」として活用を継続する。

旧多摩川小学校の活用事業者公募にあたっては準備期間が２年程度必要となるため、その間の暫定利用については以下の通りとする。

（1）Ａ棟

活用事業者公募までの間は、たちかわ創造舎と毎年度協定締結等により、これまで通り施設全体の管理運営を委託し、暫定利用期間終了時に協定終了とする。

（2）Ｂ棟

暫定利用期間中に事業の見直し等により、自主運営による持続可能な運営について模索するとともに、活用事業者決定後の、Ｂ棟管理運営の手法を検討する。

４　今後のスケジュール

年度	R7	R8				R9				R10			
	4s	1s	2s	3s	4s	1s	2s	3s	4s	1s	2s	3s	4s
全体		サウンディング型市場調査、不動産鑑定等準備期間				活用事業者公募、選定						活用事業者活用開始	
A棟 たちかわ創造舎	協定終了	暫定利用期間											
B棟 たまがわ・みらいパーク		活用（自主運営に向けた移行期間）								自主運営（もしくはA棟への管理委託）			